

基 発 1217 第 1 号
令和元年 12 月 17 日

(別紙の団体の長) 殿

厚生労働省労働基準局長

変異原性が認められた化学物質の取扱いについて (追加)

労働基準行政の運営につきましては、日頃から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

これまで、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 57 条の 4 第 1 項の規定に基づき届出のあった化学物質（以下「届出物質」という。）については、同条第 3 項の規定に基づき、名称を公表するとともに、同条第 4 項の規定に基づき、有害性の調査の結果について学識経験者の意見を聴取し、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得たものについては、「変異原性が認められた化学物質による健康障害を防止するための指針」（平成 5 年 5 月 17 日付け基発第 312 号の 3 の別添 1。以下「指針」という。別添 1 参照。）に基づく措置を講ずるよう、届出事業者及び関係団体に対して要請しているところです。

先般、令和元年 11 月 22 日付け基発 1122 第 8 号「変異原性が認められた化学物質の取扱いについて」において、「労働安全衛生法第 57 条の 4 第 3 項の規定に基づき新規化学物質の名称を公表する件」（平成 30 年厚生労働省告示第 421 号、平成 31 年厚生労働省告示第 99 号並びに令和元年厚生労働省告示第 46 号及び第 128 号）により、773 物質の名称を公表した化学物質のうち、計 28 物質について強度の変異原性が認められる旨の意見を得たことをご連絡していたところですが、更に別紙 1 に掲げる計 2 物質についても、学識経験者から、変異原性試験の結果、強度の変異原性が認められる旨の意見を得ました。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員又は傘下事業場に対し、別紙に掲げる届出物質を製造し、又は取り扱う際には、指針に基づく措置を講ずる等、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう周知いただきますようお願いいたします。

(別紙)

一般社団法人日本化学工業協会
一般社団法人日本化学品輸出入協会
化成品工業協会
農薬工業会
日本製薬団体連合会